

# Business Partner office NEWS

## 法律相談Q&A

### — 育児休業終了後の社会保険料 —

Q： 育児休業を終了して職場復帰しました。当分は短時間勤務で、その間は給与額が休業前より減少することになりました。育児休業期間中は社会保険料が免除されていたので、前の給与の額に基づく社会保険料の負担が余計に重く感じます。

A： 育児休業等終了時に **3歳未満**の子を養育している被保険者が、**育児休業等終了時に受ける報酬に変動があった場合、「育児休業等終了時報酬月額変更届」**を届け出ることができます。

要件は通常の月額変更手続とは少し異なり、

- ①従前の標準報酬月額と改定後の標準報酬月額に **1等級以上**（※通常は2等級以上）の差
- ②**育児休業等終了日の翌日の属する月以後** 3ヶ月のうち、**少なくとも1月**（※通常は3月とも）における「**報酬の支払の基礎となる日数**」が **17日以上**

の2点です（**固定的賃金の変動は要件とされていません**）。育児休業等終了日の翌日の属する月以後3ヶ月間に受けた報酬の平均額に基づき、4ヶ月目の標準報酬月額から改定されます。

ところで、標準報酬月額が下がると、社会保険料が軽減する一方で将来受け取る年金額にも反映されてしまいます。そのため、この育児休業等終了に伴う月額変更届を行う際は、あわせて「**厚生年金保険養育期間標準報酬月額特例申出書**」を提出することにより、**従前の標準報酬月額に基づく年金額**を受け取ることができます（「養育期間の従前標準報酬月額みなし措置」）。

なお、これらの手続はいずれも**被保険者の申出により**事業主を経由して行うものですのでご注意ください。



## 法改正ニュース①

### — 地域別最低賃金の改定額が答申されました —

都府県名	改定前	改定後	発効日
大阪	909円	<b>936円</b>	<b>10月1日</b>
兵庫	844円	<b>871円</b>	10月1日
京都	856円	<b>882円</b>	10月1日
滋賀	813円	<b>839円</b>	10月1日
奈良	786円	<b>811円</b>	10月4日
和歌山	777円	<b>803円</b>	10月1日
東京	958円	<b>985円</b>	10月1日

※特定最低賃金（産業別最低賃金）は別途定めあり

## 法改正ニュース②

### — 健康保険被扶養者認定事務の変更 —

（平成30年10月1日～）

身分関係・生計維持関係の確認について書類添付が必要（一定要件を満たせば省略可能）

- 続柄の確認…戸籍謄抄本か住民票  
→「被保険者・被扶養者のマイナンバー」＋「続柄について事業主が確認」で省略可
- 収入の確認…年収を確認できる課税証明書等の書類  
→「16歳未満」または「税法上扶養親族であることを事業主が確認」の場合は省略可 等

## 最近のニュースから

### 年休5日以上の消化義務化で 従業員が従わない場合は企業に罰則

働き方改革関連法案の成立を受け、厚労省は、年10日以上年休が与えられている働き手が自主的に5日以上を消化しない場合、企業が本人の希望を踏まえて最低5日を消化させることを義務づけ、違反した場合には従業員1人当たり最大30万円の罰金を科す方針を示した。

～ 日本法令 社労士情報サイト より～